

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の概要について

医療保険者による保健事業と介護予防事業はこれまで別々に実施されていたため、健康状況などの課題が一体的に対応できないという制度上の課題があった。

このため、令和 2 年 4 月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、国により、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられた。

当事業の実施については、後期高齢者医療広域連合が市区町村に事業実施を委託、委託を受けた市区町村は KDB システムを用いた医療専門職による対象者の抽出、健康課題の把握等の企画・調整を行い、①高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)と②通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)の双方の取組を行うこととされている。

また、事業実施については令和 6 年度までに全ての市区町村が実施することを目指している。(別紙 1 参照)

